

学校いじめ防止基本方針

令和3年 11月 30日改訂

(1) いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら見過ごすことがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめに対する教職員の基本的認識

いじめについては、「どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての児童生徒が被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分に認識するようにする。

ア 「いじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

イ いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行うこと

ウ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

エ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

オ 学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

カ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をすること

④ いじめ防止のための学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめの防止等のための基本的対策事項

① 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の重点努力事項の一つに「いじめの根絶」を掲げ、全職員が一丸となって組織的に取り組む。
- (イ) 児童生徒の豊かな情操と道徳性を培い、コミュニケーション能力や社会性など豊かな心を育成するため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの主体者たる児童生徒が、自主的にいじめ根絶のために行う活動に対して、積極的支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文や標語・ポスター等の募集、人権集会等の開催、人権学習の充実、教育相談の実施等々を計画・実施する。
- (オ) 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ実態調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

○児童生徒対象「心のアンケート」調査 年2回（7月、11月）

○保護者対象「子どものサイン発見チェックリスト」 年2回（7月、11月）

○教育相談の実施による学級担任による児童生徒からの聞き取り調査

年2回（7月、11月）

(イ) いじめ相談体制

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

○スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

○いじめ相談窓口 （なんでも相談窓口）を設置し、学校ホームページや学校だより等を活用し、児童生徒及び保護者への周知を図る。

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。特に、アクティブラーニング形式の授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等を見逃さない職員の育成に努める。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動や情報モラル研修会等を実施する。

② いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を実効的に行っていくために、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う情報集約担当者 (なんでも相談窓口担当者) を 小中学校にそれぞれ2名 置く。

「いじめ防止対策委員会」の構成員、役割並びに開催の流れ等は、次の図のとおりとする。

【いじめ防止対策委員会】

<構成員>

校長、副校長、教頭、教務、児童生徒支援、情報集約担当者、養護教諭
(※各学年主任)

※場合によって、宇城教育事務所 学校支援アドバイザー

スクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラー

宇城市教育委員会 指導主事

熊本県宇城警察署生活安全課少年係 スクールサポーター

<役割・活動>

- ① いじめの早期発見に関すること（日常観察等で入手した情報の共有化）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること

<委員会の開催>

通常は、定期的に定例会を開催し、いじめ事案発生時は、適宜緊急開催とする。

<開催の流れ1 (定例会・日常的活動)>

【いじめ防止対策委員会】※いじめ・不登校会議

- 現状の意見交換、実態把握
- 心のアンケートの実施、集計、現状把握
- いじめ防止のための職員研修の立案・実施
- いじめ防止のための年間指導計画の立案・作成
- いじめ防止に係る児童生徒・保護者・地域への啓発 等

<開催の流れ2 (いじめ事案発生の場合)>

いじめ事案 (疑い含む) の発見 (担任、部活動担当者、なんでも相談窓口担当者 等)

- 早急に報告・連絡
- 指示を仰ぐ
- 事実関係等の事案の内容を適宜報告 等

※一人で対応しない

- 事実関係の調査
- 関係児童へのケア
- いじめについての全体指導 等

情報集約担当者 (なんでも相談窓口担当者) 及びその他の教員

- いじめの事案発生の報告
- 事実関係、状況等の後報告
- 対応の相談 等

- いじめ防止対策委員会開催通知と場の設定

学校責任者 (校長・副校長・教頭)

○ いじめ防止対策委員会設置

- **積極的に報告**
- **対応の相談 等**

【いじめ防止対策委員会】

- 事案に対する事実関係の共通理解
- 事案解決のための対応策の検討
- 該当者へのケアについての検討・共通理解、担当者の決定
- いじめ解消のための全体指導の計画立案
- 保護者、地域対応の方策の検討と共通理解並びに役割分担の決定
- 学校で対応できる事案もしくは学校だけでは対応できない事案かの意見交換と判断 等

教育委員会へ報告する事案例

- 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 犯罪行為として取り扱われるべき場合

○ 報告

- 外部機関との連携

- 宇城市教育委員会との協議
- 当該事案に対処する組織の設置
- 事実関係明確化のための第三者機関の設置等

- 校内での解消・防止に向けた徹底指導

- いじめ事案の解消のため、県教委監修の「いじめ対応の手引き」や「問題行動等対応の手引き」等を遵守して行う。

③ 重大事案への対処

図に示した「教育委員会に報告する事案例」のような場合には、次の事項を確実に行之、学校外機関との連携のもと、その解決・解消に向けた取組を行っていく。

ア 重大事態が発生した旨を、宇城市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。